

福井市監査告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	青	木	幹	雄
福井市監査委員	玉	村	正	人

1 監査の種類

定期監査（学校等監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

福祉部

子育て支援課

保育園3園（西部、湊及び社）

認定こども園2園（六条及び東郷）

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課及び保健給食課

小学校14校（足羽、東安居、湊、社北、社西、国見、殿下、
越廼、酒生、一乗、上文殊、六条及び東郷）

中学校7校（光陽、社、至民、国見、殿下、越廼及び足羽第一
）

(2) 監査の範囲

令和4年度及び5年度（5月末分まで）における財務事務及び安

全衛生管理の状況

3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 収入事務、支出事務及び財産管理事務は、適正に行われているか。
。
- (2) 公費で負担すべきものを、学校等徴収金（私費）で賄っていないか。
- (3) 児童生徒等の安全衛生対策及び施設の安全衛生管理は、適切に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和5年6月20日から同年9月14日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

（意見）

令和4年度の施設技師の出張旅費について、学校から自宅までの帰宅途中に学校用物品を購入しているが、学校から購入場所までの距離を基に算出した額を支給していた。しかし、学校から自宅ま

では、別に通勤手当が支給されていることから、出張旅費と通勤手当が重複して支給されていたことになる。なお、他学校の施設技師においても同様の事例が多数、見受けられた。

学校から目的地を経由した自宅までの距離が通勤距離よりも長い場合は、通勤距離を差し引いた距離分を支給するなど、合理的な方法で出張旅費が算出されるよう既存の出張旅費の算出に係るマニュアルの改定を検討されたい。

【教育委員会事務局教育総務課】

(意見)

令和4年度の調理技師の出張旅費について、学校から自家用車で移動して研修を受けた後にそのまま帰宅しているが、学校から研修場所までの距離を基に算出した額を支給していた。しかし、学校から自宅までは、別に通勤手当が支給されていることから、出張旅費と通勤手当が重複して支給されていたことになる。なお、他学校の調理技師においても同様の事例が多数、見受けられた。

学校から目的地を経由した自宅までの距離が通勤距離よりも長い場合は、通勤距離を差し引いた距離分を支給するなど、出張旅費の合理的な算出方法を検討されたい。

【教育委員会事務局保健給食課】